

左京区総合庁舎区民交流スペースの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、左京区総合庁舎区民交流スペースの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における左京区総合庁舎区民交流スペースとは、左京区における住民交流及びまちづくり活動等に資する活動の用に供するため設置するものであり、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 区民ロビー（1階）
- (2) 区民交流第1会議室，区民交流第2会議室（2階）

2 前項第1号で定める施設（以下「区民ロビー」という。）の主たる使用目的は、展示パネル等を利用した作品展示とする。ただし、本市が事業として使用する場合等、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(使用に供する時間及び使用に供しない日)

第3条 左京区総合庁舎区民交流スペースを使用に供する時間及び使用に供しない日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

使用に供する時間 別表のとおり

使用に供しない日 1月1日から同月3日まで及び
12月29日から同月31日まで

(使用資格)

第4条 第2条に規定する施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 左京区の区域内に住所を有する者
- (2) 左京区の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は当該区域内に存する学校に在学する者
- (3) 左京区の区域内を主たる活動の場所とする団体
- (4) 左京区における住民交流及びまちづくり活動等を支援する活動を行う者
- (5) 前4号に掲げる者の他、区長が適当と認める者

(使用許可の申請)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、左京区総合庁舎区民交流スペース使用許可申請書（第1号様式）に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 申請者が1回の使用許可申請において申請できる期間は、区民ロビーにあっては2週間、第2条第2号に掲げる施設（以下「区民交流会議室」という。）にあっては1日とする。

（受付期間）

第6条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ受け付けるものとする。ただし、区長が特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 区民ロビーを使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「閉庁日」という。）に当たる場合においては、その日後最初に到来する閉庁日でない日。以下同じ。）から使用しようとする前日（閉庁日に当たる場合においては、その日直前の閉庁日でない日。以下同じ。）まで
- (2) 区民交流会議室を使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から使用しようとする前日まで

- 2 前条第1項の規定による使用許可の申請は、閉庁日を除く日の午前9時から午後9時まで受け付けるものとする。

（使用の許可）

第7条 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、次の各号に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 区役所の業務又は管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申請者が1人で使用すると認められるとき。
- (6) その他区長が不相当と認めるとき。

- 2 同一申請者による左京区総合庁舎区民交流スペースの使用は、区民ロビーは1年度につき1回とし、区民交流会議室は1箇月につき5回を上限とする。

- 3 申請受付順に使用許可を行うが、月の初日においては午前9時までに申請受付場所に到達した申請者については同着とみなし、くじによって、申請順を決定するものとする。

- 4 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を受け付けたときは、受付票（第1号様式切り取り線より下部）によりその旨を申請者に通知する。

ただし、当該申請を許可しない場合には速やかに申請者に連絡する。

（使用制限）

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民交流スペースの使

用を制限し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛ける恐れがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 申請に虚偽があるとき。

(特別の設備)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

- 2 区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。
- 3 第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、当該設備に係る区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(使用者の管理義務等)

第11条 使用者は、使用時間中その使用に係る施設及び付属設備を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 使用者は、区民交流スペースの使用を終了し、又は使用許可の取り消しを受けたときは、速やかに現状に復するとともに、区役所職員等の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用する施設若しくはその付属設備を破損し又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、左京区地域力推進室総務・防災課長が定める。

附 則（平成23年5月6日決定）

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附 則（平成23年7月8日決定）

(適用期日)

この改正は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年2月1日決定）

(適用期日)

この改正は、平成29年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	使用に供する時間	使用に供する区分
平 日	午前9時から午後9時まで	午前，午後及び夜間
土曜日，日曜日及 び休日	午前9時から午後5時まで	午前及び午後

備考

- 1 「午前」とは，午前9時から正午までをいう。
- 2 「午後」とは，午後1時から午後5時までをいう。
- 3 「夜間」とは，午後6時から午後9時までをいう。
- 4 「休日」とは，国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。